

# 座間市地下水保全基本計画

## 中間検証〈概要版〉

— 人と地下水のかかわりを<sup>みらい</sup>将来へ —

令和5年3月



# 第1章 序章

## 計画概要

本市では、平成14年度に「座間市地下水保全基本計画」（以下、「旧基本計画」と表記します。）を策定し、地下水保全を推進してきました。旧基本計画策定時に見られたテトラクロロエチレン等の地下水質の課題については、概ね地下水環境基準を達成する状況にまで回復してきました。

一方、平成26年7月に水循環基本法が施行され、平成27年7月には「水循環基本計画」が閣議決定されました。水循環基本計画では、持続可能な地下水の保全と利用の推進を図るため、『地域の実情に応じた地下水マネジメント』に取り組むことが示されています。本市は、旧基本計画を策定し地下水マネジメントに取り組んできましたが、今後は、水循環基本法の理念に基づき地下水保全のみならず、地下水と地表水を一体的にとらえ、水循環の健全化を意識した取り組みが必要です。

また、地下水に影響を及ぼしうる大規模な地下構造物の建設事業や大量に地下水を採取する事業などの動向については、本市域のみならずその周辺にまで視野を広げ、慎重に対応する必要があります。

このような近年の本市の地下水をとりまく状況の変化に対応するため、平成28年3月に「座間市地下水保全基本計画」（以下、「本基本計画」と表記します。）の改定を行いました。

## 基本理念

本市の地下水を将来に向けて保全するとともに、現在の本市の地下水環境をとりまく課題を解決するために、基本理念を下記のとおり定めました。

### 基本理念

人と地下水のかかわりを<sup>みらい</sup>将来へ

## 基本方針

地下水保全を進めるために、『地下水量の保全』、『地下水質の保全』、『水環境の保全』、『保全活動の推進』の4つの基本方針に基づき、施策を実施します。

## 本基本計画の計画期間について

本基本計画が対象とする期間は、右図（上側）に示すとおり、策定時点では平成28年度から平成37年度（令和7年度）までの10年間とし、5年後に検証する予定としておりました。

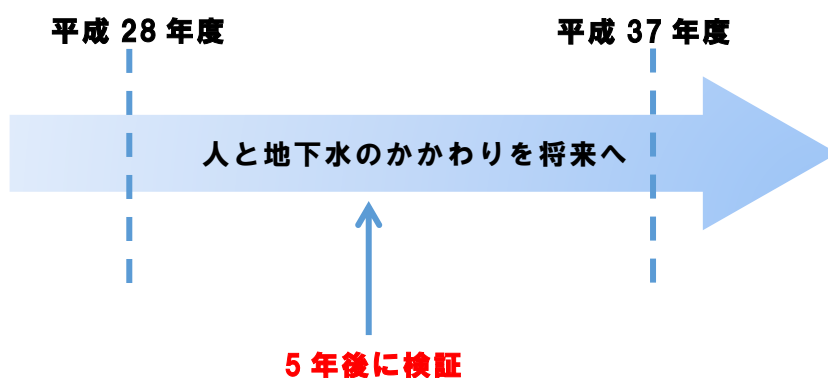


図 本基本計画の計画期間（当初予定）

しかし、平成29年度から令和3年度に掛けて実施された地下水総合調査事業の結果を反映させるため、右図（下側）に示すとおり、本基本計画の中間検証は策定から7年後の令和4年度に実施することとなりました。

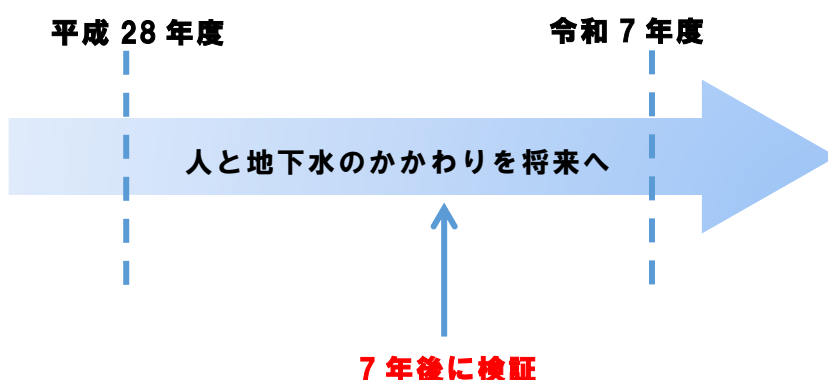


図 本基本計画の計画期間（見直し）

## 本基本計画の対象範囲について

本基本計画が対象とする範囲は、本市全域とします。ただし、水循環の検討については、相模原台地全体を対象範囲とします。

## 取り組み方針と事業内容の概要

本市の水環境を保全し、市を取り巻く課題を解決するために、基本理念『人と地下水のかかわりを将来へ』を踏まえて、今後の地下水保全に関する取り組み方針と事業内容を以下のとおり掲げます。

### ■地下水量の保全

**積極的な地下水かん養を行うとともに、地下水量を適切に管理します。**

- ◇ 積極的に地下水のかん養に努めます。
- ◇ 目標採取量の設定により、適切な地下水量を確保します。
- ◇ 目標地下水位の設定により、適切な地下水量を確保します。
- ◇ 地下水位及び湧水量を観測することにより地下水保全を図ります。
- ◇ 水収支解析により、地下水量の管理を推進します。

### ■地下水質の保全

**継続的に地下水・湧水の水質調査を行い、地下水質を保全します。**

- ◇ 継続的に地下水・湧水の水質分析を行うことで、安心安全な地下水を確保します。

### ■水環境の保全

**重点的かん養推進区域の設定に加え、斜面緑地の保全、湧水周辺の水辺環境を保全することで、人と地下水のかかわりを維持します。**

- ◇ 重点的かん養推進区域を再設定します。
- ◇ 斜面緑地を保全します。
- ◇ 湧水を中心とした憩いの場を保全します。

### ■保全活動の推進

**広報等を積極的に行うとともに、県、近隣自治体との連携、リニア中央新幹線建設に伴う地下水への影響を監視するなど、地下水保全活動を推進します。**

- ◇ ホームページ等を利用し、積極的に広報活動を行います。
- ◇ 地下水位、水量及び水質等の結果を公開することで、地下水への理解を深めます。
- ◇ 公共施設を保全活動の中心と位置付け、積極的な情報発信に努めます。
- ◇ 「地下水保全連絡協議会」や「地下水採取審査委員会」を今後も継続して開催し、地下水保全に努めます。
- ◇ 県、近隣自治体との連携を強めます。
- ◇ リニア中央新幹線などの大規模地下構造物建設事業に対し、監視活動を行います。

## 第2章 施策に対する中間検証

### 地下水量の保全

#### (1) 積極的な地下水かん養

##### 目標：雨水浸透施設の設置と清掃の推進

###### ■ 相模原台地、座間丘陵・河岸段丘地域、沖積低地のかん養策

- ◇ 広報や市ホームページにおいて雨水浸透施設等助成制度の周知を行うとともに、市主催のイベントや住宅展示場等にて雨水浸透施設等助成制度のリーフレット配布や、雨水浸透施設の展示等を実施しました。
- ◇ NPO法人と協働し、相模が丘仲よし小道の維持管理を行うとともに、生け垣設置奨励金制度の周知及び開発等事業指導要綱に基づく緑化指導を行いました。

###### ■ 水源保護地域行為届

- ◇ 広報や市ホームページにおいて、水源保護地域行為届について周知を行いました。

###### ■ 雨水浸透施設の清掃促進

- ◇ 広報や市ホームページにおいて、雨水浸透ますの清掃が雨水の浸透能力の回復に大きな効果があることを広報し、清掃を促しました。

#### (2) 目標採取量による適切な地下水量の確保

##### 目標：目標採取量による地下水管理

- ◇ 「座間市の地下水を保全する条例」第20条に基づき、地下水採取事業者から年2回の地下水採取量報告を受け、採取量の経年変化を把握しました。
- ◇ その結果、すべての地域・区分において地下水採取は継続して目標を達成しました。
- ◇ 目標採取量  
相模原台地、座間丘陵、河岸段丘：34,700m<sup>3</sup>/日  
沖積低地：12,100m<sup>3</sup>/日

### (3) 目標地下水位による適切な地下水量の確保

#### 目標：目標地下水位の監視

- ◇ 「地下水位常時観測事業」および「座間市地下水総合調査事業委託」において、地下水位を観測しました。
- ◇ その結果、深井戸 A1号井の目標地下水位は、注意水位（第一段階）、警戒水位（第二段階）を下回りませんでした。
- ◇ 目標地下水位（深井戸 A1号井）  
注意水位（第一段階）：GL-20.5m\*  
警戒水位（第二段階）：GL-21.5m

※井戸のある地点の地面から地下水面までの深さが20.5メートルであることを示します。

### (4) 地下水位及び湧水量の観測による地下水保全

#### 目標：地下水位と湧水量の観測

##### ■ 地下水位・湧水量の監視

- ◇ 「地下水位常時観測事業」および「座間市地下水総合調査事業委託」において、地下水位を観測しました。
- ◇ 「座間市地下水総合調査事業委託」において、湧水位および湧水量の変動を監視しました。

##### ■ 地下水利用量の把握

- ◇ 「座間市の地下水を保全する条例」第20条に基づき、地下水採取事業者から年2回の地下水採取量報告を受け、採取量の経年変化を把握しました。

##### ■ 異常湧水時における施策

- ◇ 異常湧水等の緊急の場合とならなかったため、「座間市の地下水を保全する条例」第22条に基づき、地下水採取事業者に地下水採取量の削減要請を行うことはありませんでした。

### (5) 水収支解析による地下水量の管理

#### 目標：地下水量の状況把握

- ◇ 「座間市地下水総合調査事業委託」において水収支解析を実施し、目標採取量、目標水位、施策の検証を行いました。
- ◇ その結果、過去の水収支解析と大きな差異は無かったため、引き続き同等の目標採取量、目標水位、施策で運用することとしました。

## 地下水質の保全

### (1) 継続的な地下水・湧水の水質調査による地下水質の確保

#### 目標：基準超過のない地下水・湧水の確保

##### ■ 有害物質の適正な管理の推進

- ◇ 「座間市の地下水を保全する条例」第7条に基づき、有害物質使用事業場設置の届出を求めました。
- ◇ 「座間市の地下水を保全する条例」第9条に基づき、有害物質使用事業場で使用されている有害物質の使用量の報告を求めました。

##### ■ 地下水・湧水の水質調査

- ◇ 「地下水・湧水中の有害物質分析及びダイオキシン類実態調査委託」において、水質汚濁防止法の有害物質を対象とした地下水・湧水の水質調査を実施しました。  
この調査において環境基準超過は確認されませんでした。
- ◇ 「地下水・湧水中の有害物質分析及びダイオキシン類実態調査委託」において、有機塩素系化合物を対象とした地下水・湧水の水質調査を実施しました。  
この調査において1か所の調査地点で平成28年度にテトラクロロエチレンの環境基準超過が見られました。その後は環境基準超過は確認されませんでした。
- ◇ 「地下水汚染監視調査委託」において、有機塩素系化合物等を対象とした地下水の水質調査を実施しました。  
この調査において1か所の調査地点で平成28年度及び平成29年度にテトラクロロエチレンの環境基準超過が見られました。その後は環境基準超過は確認されませんでした。

## 水環境の保全

---

### (1) 重点的かん養推進区域の再設定

#### 目標：湧水量の確保

◇ 相模原台地と座間丘陵、河岸段丘地域に重点的かん養推進区域を設定して雨水浸透ますの助成金額を優遇する等、効果的に湧水の保全を図りました。

### (2) 斜面緑地の保全

#### 目標：湧水のかん養域となる斜面緑地の保全

◇ 令和4年度現在、10.3haの土地を特別緑地保全地区に指定しており、斜面緑地の保全活動として指定奨励金を交付しました。

◇ また、伐採・剪定等による維持管理を行うことで、斜面緑地を保全しました。

### (3) 湧水を中心とした憩いの場の保全

#### 目標：湧水を取り巻く水辺環境の保全

◇ 湧水周辺の環境保全活動として、以下の活動を実施しています。

- 水辺環境教室の開催
- 湧水ツアーの開催
- 地下水保全連絡協議会委員アンケートの実施



## 保全活動の推進

### (1) 積極的な広報活動

#### 目標：市民・事業者の地下水への理解の促進

##### ■ ホームページ等を利用した積極的な広報活動

◇ 市ホームページにおいて、以下の情報を配信しています(令和4年度時点)。

- ・ 地下水採取審査委員会 (2022年11月25日 更新)
- ・ 市内の有機フッ素化合物(PFOS・PFOA) 分析結果 (2022年11月4日 登録)
- ・ PFOS および PFOA への対応 (2022年11月4日 更新)
- ・ 湧水ツアー～目久尻川周辺の湧水散策～を実施 (2022年10月17日 更新)
- ・ 地下水保全連絡協議会 (2022年9月28日 更新)
- ・ 座間市地下水総合調査事業 概要 (2022年3月31日 登録)
- ・ 飲用井戸を利用する皆さんへ (2021年7月2日 更新)
- ・ 水質事故防止にご協力を (2021年6月22日 登録)
- ・ リニア中央新幹線建設に係る本市の地下水への影響 (2021年5月14日 登録)
- ・ 座間市地下水保全基本計画 (2021年5月14日 更新)
- ・ 貯水槽水道の衛生管理 (2020年5月1日 更新)
- ・ 雨水浸透マスの清掃にご協力を (2017年1月5日 登録)
- ・ DVD「座間の宝 湧水の秘密」の貸し出し (2016年4月1日 更新)
- ・ 湧水ざまップ (2016年3月17日 登録)

##### ■ 地下水位、湧水量及び水質等の調査結果を公開することによる地下水への理解の促進

◇ 「座間市環境基本計画 年次報告書」において、地下水位、湧水量及び水質等の調査結果を公開しました。

##### ■ 保全活動・情報発信の中心的な位置づけとする公共施設

◇ 公共施設において雨水浸透施設等助成制度のリーフレット配布や、雨水浸透施設の展示等を実施しました。

◇ 湧水ツアーの開催、水辺環境教室の開催などを庁内モニターで発信しました。

### (2) 地下水保全連絡協議会

#### 目標：市民・事業者との協働による地下水保全

◇ 地下水保全連絡協議会を開催し、「座間市の地下水を保全する条例」第31条に基づき、地下水保全に関する重要事項を協議しました。

### (3) 地下水採取審査委員会

#### 目標：地下水採取量等に関する審査

◇ 地下水採取審査委員会を開催し、地下水採取量等に関する事項について審査しました。

#### (4) 県・近隣自治体との連携強化

##### 目標：県・近隣自治体と連携した地下水マネジメント

- ◇ 県央地域地下水保全ブロック会議を開催し、『健全な水循環系の構築』に向けて県、近隣自治体と連携を図りました。

#### (5) 大規模地下構造物建設事業に対する監視活動

##### 目標：リニア中央新幹線建設などの地下水への影響の監視

- ◇ リニア中央新幹線の施工に関して大きな動きがある際や工事の進捗毎には、事業者である JR 東海より説明を受けることになっています。
- ◇ リニア中央新幹線などの大規模地下構造物建設事業の工事に当たっては、引き続き事業者に必要な地下水位等の観測を行うよう要望するとともに、その他の大規模地下構造物構築事業が計画された場合は、必要に応じて資料の提供を求めます。
- ◇ 市では水循環基本法の理念を考慮し、地下水・地表水を一体的に検討することができる『三次元水循環解析モデル』を構築しております。このモデルを用いて、「座間市地下水総合調査事業委託」において市が今後直面するあらゆるシナリオを想定した水循環解析を実施し、その中でリニア中央新幹線供用後の座間市における地下水変動の検証を行いました。
- ◇ その結果、リニア中央新幹線事業の駅部の周辺で若干の変化はあるものの、地下水流動に変化は無く、座間市内への影響は無いと評価しました。

## 第3章 まとめ

### 今後の取り組み方針

本基本計画の中間検証を踏まえ、令和5年度以降も引き続き、基本理念「人と地下水のかかわりを将来へ」に基づき本市の地下水を将来に向けて保全するとともに、現在の本市の地下水環境をとりまく課題を解決するために、これらの事業内容を実行していきます。

#### ■地下水量の保全

**積極的な地下水かん養を行うとともに、地下水量を適切に管理します。**

- ◇ 積極的に地下水のかん養に努めます。
- ◇ 目標採取量の設定により、適切な地下水量を確保します。
- ◇ 目標地下水位の設定により、適切な地下水量を確保します。
- ◇ 地下水位及び湧水量を観測することにより地下水保全を図ります。
- ◇ 水収支解析により、地下水量の管理を推進します。

#### ■地下水質の保全

**継続的に地下水・湧水の水質調査を行い、地下水質を保全します。**

- ◇ 継続的に地下水・湧水の水質分析を行うことで、安心安全な地下水を確保します。

#### ■水環境の保全

**重点的かん養推進区域の設定に加え、斜面緑地の保全、湧水周辺の水辺環境を保全することで、人と地下水のかかわりを維持します。**

- ◇ 重点的かん養推進区域を再設定します。
- ◇ 斜面緑地を保全します。
- ◇ 湧水を中心とした憩いの場を保全します。

#### ■保全活動の推進

**広報等を積極的に行うとともに、県、近隣自治体との連携、リニア中央新幹線建設に伴う地下水への影響を監視するなど、地下水保全活動を推進します。**

- ◇ ホームページ等を利用し、積極的に広報活動を行います。
- ◇ 地下水位、水量及び水質等の結果を公開することで、地下水への理解を深めます。
- ◇ 公共施設を保全活動の中心と位置付け、積極的な情報発信に努めます。
- ◇ 「地下水保全連絡協議会」や「地下水採取審査委員会」を今後も継続して開催し、地下水保全に努めます。
- ◇ 県、近隣自治体との連携を強めます。
- ◇ リニア中央新幹線などの大規模地下構造物建設事業に対し、監視活動を行います。



座間市 環境経済部 環境政策課  
神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号